

兵庫県公報

令和3年6月25日 金曜日 第219号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| 告 示 | ページ |
|--------------------------------|-----|
| ○ 令和4年度兵庫県立総合衛生学院の入学試験の実施（医務課） | 1 |
| ○ 土地改良区の定款の変更認可（農地整備課） | 3 |
| ○ 国土調査の成果の認証（同） | 3 |
| ○ 林業種苗生産事業者の登録の失効（林務課） | 3 |
| ○ 阪神間都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課） | 4 |
| ○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（都市政策課） | 4 |
| ○ 同上（同） | 4 |
| ○ 景観影響評価準備書の縦覧等（同） | 5 |
| 公 告 | |
| ○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課） | 5 |
| ○ 同上（同） | 6 |
| ○ 大規模小売店舗の廃止に関する届出（同） | 7 |
| ○ 同上（同） | 8 |
| ○ 落札者等の公示（管理課） | 8 |
| 教育委員会公告 | |
| ○ 随意契約の相手方等の公示（県立香住高等学校） | 9 |
| 公安委員会告示 | |
| ○ 遊泳区域の指定 | 9 |

告 示

兵庫県告示第703号

兵庫県立総合衛生学院学則（昭和46年兵庫県規則第76号）第12条第2項の規定により、令和4年度兵庫県立総合衛生学院入学試験を次のとおり実施する。

令和3年6月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験期日、試験科目等

| 学 科 | 募集人員 | 修業年限 | 受 験 資 格 | 試 験 期 日 | 試 験 科 目 |
|-----------------------|---|------|---|------------------------------------|----------------------------------|
| 助産学科 | 一般 20人 程度 (うち県内優先 枠10人 程度) | 1年 | 保健師助産師看護師法 (昭和23年法律第203号) 第21条各号のいずれかに 該当する女子(本学院入 学時において該当する見 込みの者を含む。) | 第1次試験 令和4年1月11日(火) 午前9時50分から | 学科試験 基礎看護学・小児 看護学・母性看護学 |
| | | | | 第2次試験 令和4年1月12日(水) 午前9時30分から | 1 小論文 2 面接(第1次試験 合格者に限る。) |
| 看護学科 2年課程 (定時制) | 一般 40人 程度 | 3年 | 准看護師として3年以 上業務に従事している者 (本学院入学時において | 学科試験 令和4年1月13日(木) 午前9時50分から | 1 学科試験 (i) 専門基礎科目・ 専門科目(准看 |

| | | | | | |
|--------|-------------|----|---|--|---|
| | | | 該当する見込みの者を含む。)又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項の規定に該当する(本学院入学時において該当する見込みの者を含む。)准看護師(本学院入学時において当該免許を取得している見込みの者を含む。) | 面接 令和4年1月14日(金) 午前9時30分から | 看護師試験に準ずる。看護実践に必要な数学を含む。) (2) 国語(近代以降の文章) 2 面接 |
| 歯科衛生学科 | 推薦 20人程度 | 3年 | 次の全てに該当する者 1 県内の高等学校又は中等教育学校を令和4年3月卒業見込みで当該学校長が推薦した者 2 調査書の学習成績概評がB段階以上の者 3 合格した場合、必ず本学院に入学し、卒業後、県内に勤務する予定の者 | 学科試験 令和3年11月11日(木) 午前9時45分から 面接 令和3年11月12日(金) 午前9時から | 1 学科試験 国語(近代以降の文章) 2 面接 |
| | 一般 20人程度 | 3年 | 学校教育法第90条第1項の規定に該当する者(本学院入学時において該当する見込みの者を含む。) | 第1次試験 令和4年1月13日(木) 午前9時50分から 第2次試験 令和4年1月14日(金) 午前9時30分から | 学科試験 (1) 国語(近代以降の文章) (2) 英語 面接(第1次試験合格者に限る。) |

2 試験場所

神戸市長田区海運町7丁目4番13号 兵庫県立総合衛生学院

3 受験手続

(1) 提出書類

入学願書(兵庫県立総合衛生学院において、令和3年7月1日(木)から同年12月10日(金)まで配布する。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に、下記(4)の受験料(定額小為替)を添えて、簡易書留で郵送すること。

(2) 提出期間(いずれも、提出期間最終日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

| 学 科 | 区分 | 提 出 期 間 |
|---------------|----|------------------------------|
| 助産学科 | 一般 | 令和3年11月29日(月)から同年12月10日(金)まで |
| 看護学科2年課程(定時制) | 一般 | 令和3年11月29日(月)から同年12月10日(金)まで |
| 歯科衛生学科 | 推薦 | 令和3年10月27日(水)から同年11月2日(火)まで |
| | 一般 | 令和3年11月29日(月)から同年12月10日(金)まで |

(3) 提出先

〒653-0052 神戸市長田区海運町7丁目4番13号 兵庫県立総合衛生学院

(4) 受験料

- 2,200円（定額小為替）
- 4 受験についての問合せ先
 兵庫県立総合衛生学院
 電話（078）733-6611（代表）



兵庫県告示第704号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
 令和3年6月25日

兵庫県知事 井戸敏三

| 土地改良区の名称 | 認可年月日 |
|----------|-----------|
| 北淡路土地改良区 | 令和3年5月11日 |
| 北淡土地改良区 | 同 月14日 |



兵庫県告示第705号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
 令和3年6月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 調査を行った者の名称
 神崎郡神河町
- (2) 調査を行った期間
 令和2年6月から令和3年3月まで
- (3) 成果の名称
 神河町（山田の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
 神崎郡神河町山田の一部
- (5) 認証年月日
 令和3年6月14日



兵庫県告示第706号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定により、次の林業種苗生産事業者の登録は、その者が生産事業を廃止したので失効した。

令和3年6月25日

兵庫県知事 井戸敏三

| 登録番号 | 生産事業者の氏名 又は名称及び住所 | 生産事業の内容 | | | | 事業所の名称 及び所在地 |
|------|-------------------------|---------|-----|-----------|-------------------|-------------------------|
| | | 種 穂 | | 苗 木 | | |
| | | 採 取 | 精 選 | 幼苗の 養成 | 幼苗以 外の苗 木養成 | |
| 上30 | 寺本 キヌエ 佐用郡佐用町安川221-1 | ○ | | ○ | ○ | 生産事業者の氏名又は 名称及び住所に同じ |
| 上260 | 保井 正文 佐用郡佐用町東徳久854-1 | ○ | | ○ | ○ | 同 上 |

~~~~~

**兵庫県告示第707号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年6月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
尼崎市
  - 2 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画下水道事業尼崎市公共下水道
  - 3 事業施行期間  
変更なし 昭和32年3月28日から令和7年3月31日まで
  - 4 事業地
    - (1) 収用の部分  
変更なし
    - (2) 使用の部分  
変更なし
- ~~~~~

**兵庫県告示第708号**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨神戸県民センター長から報告があった。

令和3年6月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 日時  
令和3年7月6日（火）午前10時から午前11時まで
  - 2 場所  
神戸市長田区浪松町3丁目2番5号 兵庫県西神戸庁舎 4階C会議室
  - 3 被聴聞者
 

|        |                  |
|--------|------------------|
| 商号又は名称 | S m i l e        |
| 代表者氏名  | 地坂光生             |
| 事務所所在地 | 神戸市垂水区塩屋町3丁目6-16 |
| 免許番号   | 兵庫県知事（3）第11136号  |
| 免許年月日  | 平成29年3月14日       |
- ~~~~~

**兵庫県告示第709号**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨淡路県民局長から報告があった。

令和3年6月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 日時  
令和3年7月7日（水）午後1時30分から午後2時30分まで
- 2 場所  
洲本市塩屋2-4-5 兵庫県洲本総合庁舎 3階会議室B
- 3 被聴聞者
 

|        |                  |
|--------|------------------|
| 商号又は名称 | ゆめ あわじ           |
| 代表者氏名  | 吉川友康             |
| 事務所所在地 | 南あわじ市神代國衛1826番地1 |
| 免許番号   | 兵庫県知事（3）第800253号 |

免許年月日 令和2年10月21日



**兵庫県告示第710号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

については、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

令和3年6月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
 名称 ルートイン開発株式会社  
 代表者の氏名 代表取締役 永山勝利  
 住所 長野県上田市大字古里2055-9
- 2 特定建築物等の名称及び所在地  
 名称 (仮称) ホテルルートイン加東  
 所在地 加東市上中3丁目21番1、22番1、24番1、25番1、41番1、41番2、42番2
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課  
 縦覧期間 令和3年6月25日から同年7月9日まで
- 4 意見書の提出期間及び提出先  
 提出期間 令和3年6月25日から同年7月9日まで  
 提出先 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

**公 告**

**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるることができる。

令和3年6月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 (仮称) ハローズ西脇店 北敷地  
 所在地 西脇市下戸田字時ノ堂下65番2 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

|          |                    |        |
|----------|--------------------|--------|
| 名称       | 住所                 | 代表者の氏名 |
| 株式会社ハローズ | 広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号 | 佐藤利行   |
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

|      |    |        |
|------|----|--------|
| 名称   | 住所 | 代表者の氏名 |
| 未定2者 | —  | —      |
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
 令和4年2月8日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 1,326平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数  
50台
- (2) 駐輪場の収容台数  
38台
- (3) 荷さばき施設の面積  
64平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
14.1立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の名称 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|------------|------|------|
| 未定物販①      | 24時間 |      |
| 未定物販②      | 24時間 |      |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口2箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

令和3年6月7日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間  
令和3年6月25日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
令和3年10月25日
- (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和3年6月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ハローズ西脇店 南敷地  
所在地 西脇市下戸田字時ノ堂下60番 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- |          |                    |        |
|----------|--------------------|--------|
| 名称       | 住所                 | 代表者の氏名 |
| 株式会社ハローズ | 広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号 | 佐藤利行   |
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- |          |                    |        |
|----------|--------------------|--------|
| 名称       | 住所                 | 代表者の氏名 |
| 株式会社ハローズ | 広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号 | 佐藤利行   |
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和4年2月8日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,083平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の収容台数  
86台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
60台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
95平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
14.6立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の名称 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|------------|------|------|
| 株式会社ハローズ   | 24時間 |      |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24時間
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口1箇所、出口1箇所、入口2箇所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
令和3年6月7日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
令和3年6月25日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限  
令和3年10月25日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

大規模小売店舗の廃止に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

令和3年6月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープ立花

所在地 尼崎市立花町一丁目15番20号

2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

3,327平方メートル

3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

750平方メートル

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

令和2年8月24日

5 届出年月日

令和3年5月12日



大規模小売店舗の廃止に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

令和3年6月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープ甲東園

所在地 西宮市上大局3-4-1

2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,482平方メートル

3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

816平方メートル

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

令和2年9月7日

5 届出年月日

令和3年5月12日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年6月25日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 落札に係る物品の名称及び数量

兵庫県情報セキュリティ強化対策機器等 一式（賃貸借）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 落札者を決定した日

令和3年5月24日

4 落札者の名称及び住所

NTT・TCリース株式会社神戸支店 神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号 アーバンエース三宮ビル
6階

5 落札金額

7,746,200円（月額）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

令和3年4月9日

教育委員会公告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和3年6月25日

契約担当者

兵庫県立香住高等学校長 榮 羽 勝

- 1 随意契約に係る業務件名及び数量
兵庫県立香住高等学校小型実習船「しりうす」建造工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地
兵庫県立香住高等学校 美方郡香美町香住区矢田40-1
- 3 随意契約の相手方等を決定した日
令和3年5月6日
- 4 随意契約の相手方等の名称及び住所
ニュージャパンマリン株式会社 三重県伊勢市有滝町2259番地
- 5 随意契約に係る契約金額
218,020,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札公告をした日
令和3年4月16日
- 8 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号による。

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第194号

水難事故等の防止に関する条例（平成7年兵庫県条例第8号）第7条第1項の規定に基づき、遊泳区域を指定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年6月25日

兵庫県公安委員会

委員長 大内 ますみ

| 海水浴場の名称 | 所在地 | 遊泳区域 | 遊泳区域の指定期間 | 管轄警察署 |
|------------|----------|--|-----------------------|-------|
| 形的海水浴場 | 姫路市的形町形的 | 姫路市的形町的地先の海域で、形的海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 令和3年7月1日から同年8月31日までの間 | 飾磨警察署 |
| 男鹿島立の浜海水浴場 | 姫路市家島町宮 | 姫路市家島町宮地先の海域で、男鹿島立の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 令和3年7月2日から同年8月31日までの間 | 飾磨警察署 |

| | | | | |
|-------------------------|-------------|--|------------------------|--------|
| 男鹿青井の浜海水浴場 | 姫路市家島町宮 | 姫路市家島町宮地先の海域で、男鹿青井の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 令和3年7月10日から同年8月31日までの間 | 飾磨警察署 |
| 兵庫県立いえしま自然体験センターシンボルゾーン | 姫路市家島町坊勢 | 姫路市家島町坊勢地先の海域で、兵庫県立いえしま自然体験センターシンボルゾーンの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 令和3年7月1日から同年8月31日までの間 | 飾磨警察署 |
| 新舞子海水浴場 | たつの市御津町黒崎 | たつの市御津町黒崎地先の海域で、新舞子海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 令和3年7月17日から同年8月17日までの間 | たつの警察署 |
| 丸山県民サンビーチ海水浴場 | 赤穂市尾崎 | 赤穂市尾崎地先の海域で、丸山県民サンビーチ海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 令和3年7月22日から同年8月15日までの間 | 赤穂警察署 |
| 赤穂唐船サンビーチ海水浴場 | 赤穂市御崎 | 赤穂市御崎地先の海域で、赤穂唐船サンビーチ海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 令和3年7月22日から同年8月15日までの間 | 赤穂警察署 |
| 気比の浜海水浴場 | 豊岡市気比 | 豊岡市気比地先の海域で、気比の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 令和3年7月10日から同年8月22日までの間 | 豊岡警察署 |
| 竹野浜海水浴場 | 豊岡市竹野町竹野 | 豊岡市竹野町竹野地先の海域で、竹野浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 令和3年7月1日から同年8月31日までの間 | 豊岡警察署 |
| 諸寄・塩谷浜海水浴場 | 美方郡新温泉町諸寄 | 美方郡新温泉町諸寄地先の海域で、諸寄・塩谷浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 令和3年7月1日から同年8月22日までの間 | 美方警察署 |
| 三田浜海水浴場 | 美方郡香美町香住区下浜 | 美方郡香美町香住区下浜地先の海域で、三田浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 令和3年7月17日から同年8月15日までの間 | 美方警察署 |
| 佐津海水浴場 | 美方郡香美町香住区訓谷 | 美方郡香美町香住区訓谷地先の海域で、佐津海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 令和3年7月17日から同年8月16日までの間 | 美方警察署 |